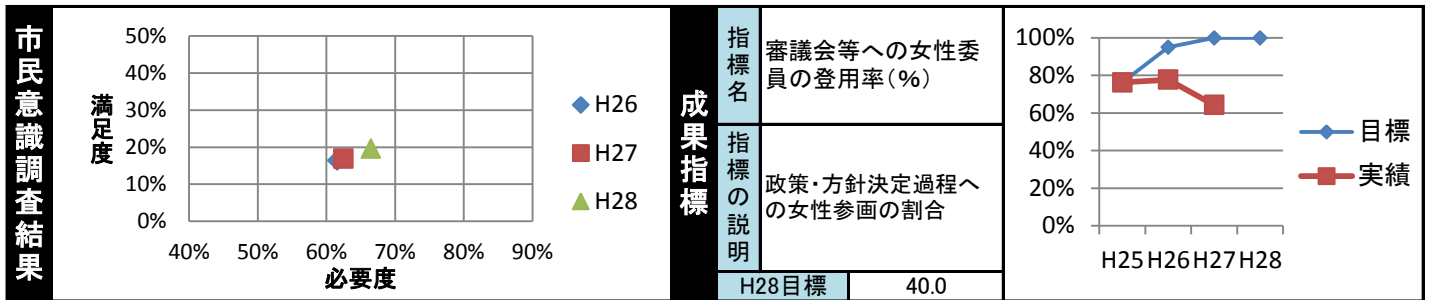


基本情報	政策名等	52	女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくり	担当部署	100900	人権生活環境部人権政策・男女共同参画課	連絡先	0595-47-1286
	施策	5201	あらゆる分野における男女共同参画	評価責任者・役職名	人権生活環境部 部長 大橋 久和			
	再生の視点(何を、どうする)	・女性の参画意識を高めるために、女性のエンパワーメント や女性リーダーの育成に力を入れます。さらに女性を登用するしくみをつくり、活躍する場を確保します。						
施策の方向	男女が対等な社会の構成員として、ともに責任を担うために、あらゆる分野において、女性が男性とともに積極的、主体的に参画することを促します。							



	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前年度の取組内容と残された課題	(平成25年度の取組内容と残された課題) 市民意識調査から女性が役職に登用されることについて消極的であることから、政策・方針決定過程及び各種役職への女性の登用を推進し、女性の参画意識を高めるため、男女共同参画フォーラム、女性リーダー養成連続講座を実施し、地域リーダーの養成に努めてきましたが審議会等各種委員への登用にはつながっていないものの、地域で活躍できる環境づくりができていません。今後は、出前講座や人権問題地区別懇談会を通じ、地域での男女共同参画の必要性の啓発を強化していきます。	(平成26年度の取組内容と残された課題) 第2次男女共同参画基本計画では、女性のエンパワーメントが重点項目のひとつに挙げられており、政策方針決定過程への女性登用を推進するため、女性委員の登用率が低い審議会等に対してヒアリングを行い、今後の女性登用率の目標を設定しました。また、女性リーダーの養成を目的とした連続講座を開催しました。今年度4期目となる女性リーダー養成連続講座ですが、修了生の活躍の場を十分には提供できていないことから、修了生の活用について共通の課題意識を持つNPO団体と協働で、修了生が地域で活躍できるような仕組みづくりに向け、意識調査を行いました。今後、どのように活用し啓発していくかが課題です。その他、平成27年度に第2次男女共同参画基本計画の計画期間が終了することから、今年度「男女共同参画に関する意識調査」を行いました。この調査結果から、当市の男女共同参画の実情を把握し、第3次基本計画の策定に取り組みます。	(平成27年度の取組内容と残された課題) 男女共同参画社会を早期に実現するため、第2次男女共同参画基本計画により推進を続けてきましたが、特に地域への女性登用率が目標の30%に対して13.5%であり、道半ばの状況です。これらの課題を踏まえ、平成28年度から5年間の第3次計画を策定しました。 伊賀市審議会等の見直し方針により審議会数や委員定数が減る傾向にあり、削減された委員の60%が女性です。政策方針決定過程への女性登用を推進するため、女性委員の登用率が低い審議会等に対してヒアリングを行い助言しました。また、女性リーダーの養成を目的とした連続講座では、平成23年度から5年間で98人が修了しました。修了生を住民自治協議会などあらゆる地域活動の場面で核となって活躍いただけるよう、男女共同参画推進の実態把握と啓発を継続していく必要があります。
改善・取組方向	男女共同参画を進めていくには、男性の意識改革も必要です。男女共同参画ネットワーク会議の充実や自主的な団体への育成支援、とりわけ地域における性別役割分担意識を払拭する啓発事業を充実させるとともに、地域(自治協)において女性を役員に登用することにインセンティブを与えるなど社会システムの変革に努めます。	女性リーダー養成連続講座修了生に限らず、女性が地域などで活動していくためには、男女ともに固定的役割分担意識の意識改革が必要です。平成26年度に行いました「地域活動に関する意識調査」結果をもとに、女性が地域活動に参画する必要性を広く理解していただくため、セミナーや各種講座、人権問題地区別懇談会等の開催時に啓発を行います。また、男女共同参画をより一層推進していくため、各事業の担当課と協力し、効果的な計画を策定します。	女性が地域などで活躍していくためには、男女ともに性別による固定的性別役割分担意識の意識改革が必要です。第3次伊賀市男女共同参画基本計画の市民にわかりやすい概要版を作成し、あらゆる機会を利用して配布し共同参画推進を啓発します。 また平成26年度に実施した「地域活動に関する意識調査」結果をもとに、女性が地域活動に参画する必要性を市民に広く理解していただくため、セミナーや各種講座、人権問題地区別懇談会等の開催時に啓発を行います。
改善ポイントと具体的な取組			

(続紙)

施策 5201

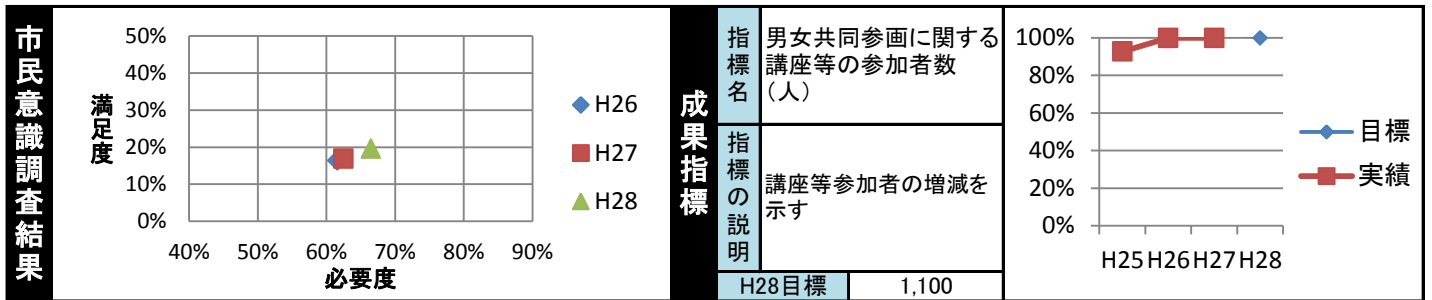
あらゆる分野における男女共同参画

(千円)

構成事務事業の重点化	No	26 重点	27 重点	28 重点	事務事業名	事業概要	H27 予算	H27 決算 見込	コスト の方向	H28 予算
	01		3	3	男女共同参画センター管理経費(01-02-01-18-152-01)	男女共同参画の啓発、学習、相談事業を行う「男女共同参画センター」の管理経費	314	314	→	361
	02	2			男女共同参画社会促進事業経費(01-02-01-18-152-52)	男女共同参画ネットワーク会議で構成された実行委員会によるフォーラムを開催し、積極的に参画しようとする人材を育成している。男女共同参画推進経費で継続して実施。	0	0		
	03	1			男女共同参画講座事業経費(01-02-01-18-152-53)	男女共同参画に関する講座を開催。平成23年度から男女共同参画推進経費で継続して実施。	0	0		
	04	3	2	2	男女共同参画プラン策定業務経費(01-02-01-18-152-54)	昨年度行った「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をもとに、第3次伊賀市男女共同参画基本計画の策定を行う。	200	168	→	648
	05		1	1	男女共同参画推進経費(01-02-01-18-152-55)	政策・方針決定過程や地域社会での女性の登用・参画推進のため、女性リーダー養成講座を開催する。また男女共同参画の推進を啓発するためフォーラムを開催する。	1,390	1,330	→	1,250
	構成事務事業 合計							1,904	1,812	

中間総括	第1次再生計画 期間全体を総括 して	女性リーダー養成連続講座で、平成23年度から5年間で98人が修了しましたが、住民自治協議会などあらゆる地域活動の場に女性が参画する取り組みを進めなければなりません。
	第2次再生計画 (仮称)への課題、 対応について	女性委員の登用率が低い審議会等について、女性委員選任に向けたヒアリングを強化します。地域まちづくり計画の見直しにおいて、住民自治協議会での女性登用の取り組みについて助言します。

基本情報	政策名等	52	女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくり	担当部署	100900	人権生活環境部人権政策・男女共同参画課	連絡先	0595-47-1286
	施策	5202	男女の人権尊重	評価責任者・役職名	人権生活環境部 部長 大橋 久和			
	再生の視点(何を、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等・男女共同参画の意識づくりを普及・啓発するため、講演会や男女共同参画センターにおいて講座等を開催します。 学校・保育所(園)における男女共同参画の教育を推進します。 						
	施策の方向	性別や年齢、家庭環境や社会的な立場などにかかわらず、どのような場面でもひとりの人間として尊重される社会をめざします。						



改善・取組方向	前年度の取組内容と残された課題	<p>平成26年度</p> <p>(平成25年度の取組内容と残された課題) 市民の男女平等・男女共同参画意識の高揚を図るため、講演会やセミナー等を開催してきました。また、社会的に弱い立場にある女性の人権を守るため、女性弁護士による法律相談を毎月実施し、ドメスティックバイオレンスや離婚等の問題の相談に応じるなど生活支援に努めてきました。今後は、依然として根強い性別役割分担意識、DVやセクハラの問題について、引き続き啓発するとともに、教育を通じて人権意識を育み、環境を変えていく必要があります。</p>	<p>平成27年度</p> <p>(平成26年度の取組内容と残された課題) 男女共同参画意識の浸透を図るため、講演会等の開催や情報紙を発行し、啓発に努めました。また、日常生活のなかで問題を抱える女性の救済を目的に、女性弁護士による法律相談(毎月1回)を実施しました。講演会等を実施しても、参加者に男性が少なかったり、年齢層が限られていたりしたため、今後は男女ともに幅広い年齢層から参加してもらえよう、広報の方法やテーマ設定について工夫する必要があります。</p>	<p>平成28年度</p> <p>(平成27年度の取組内容と残された課題) 男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画意識の浸透を図るため、講演会やセミナー等を開催し、啓発に努めました。また、困難を抱かえる女性の救済を目的に、女性弁護士による法律相談を毎月1回実施しました。 男女がともに固定的役割分担意識を改革し、男女共同参画社会実現に取り組むため、対象者の性別を限定した講座に加えて、性別に関わらず一緒に学べる講座の実施等、今後は男女ともに幅広い年齢層から参加いただけるようさまざまな方向からアプローチする必要があります。</p>
	改善ポイントと具体的な取組	<p>男女の人権に関する諸問題を解決していくためには、政策方針決定過程での女性の視点が大切です。担当部署に対してヒヤリングを実施し、審議会等の女性委員の登用率の向上に努めてきました。引き続き、第2次計画の目標値40%を達成するため、女性委員の登用拡大に努めるとともに、あらゆる、年代における教育啓発の推進に努めていきます。</p>	<p>男女が共に生きやすいと感じる社会にするためには、固定的な性別役割分担意識の払拭が不可欠です。今後も講演会や講座等を開催し、また情報紙でも啓発する記事を掲載するなど、取組に努めていきます。特に、男性の参加者の増加を図るため、タイトルや内容を工夫していきます。</p>	<p>男女の人権を尊重しあい、誰もが生きやすいと感じる社会にするためには、固定的な性別役割分担意識の払拭が不可欠です。第3次計画に基づき、講演会や講座等の開催する際には、対象者や内容を効果的に見直し、意識改革につながるよう取り組みます。特に男性向け講座が少ないことから、性別を問わず参加できるように講座内容を工夫し、周知方法を見直し参加促進に努めます。</p>

(続紙)

施策 5202

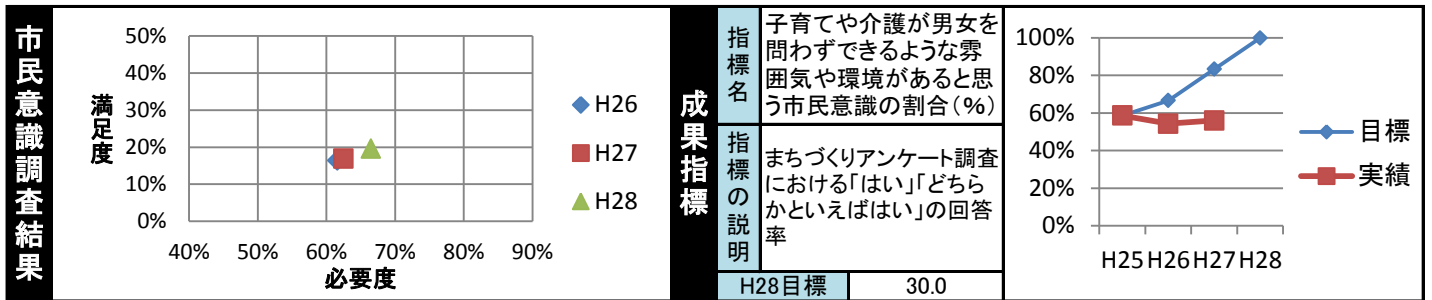
男女の人権尊重

(千円)

構成事務事業の重点化	No	26 重点	27 重点	28 重点	事務事業名	事業概要	H27 予算	H27 決算 見込	コスト の方向	H28 予算
	01	1			男女共同参画推進事務経費 (01-02-01-18-152-51)	男女共同参画基本計画の基本的事項に関する調査及び審議・評価。女性弁護士による女性法律相談の実施、情報紙発行による啓発。男女の人権尊重事業経費等で継続して実施。	0	0		
	02		1	1	男女の人権尊重事業経費 (01-02-01-18-152-56)	性別や年齢、家庭環境や社会的な立場に関わらず、1人の人間として尊重される社会の実現を目指し、講座や情報紙の発行、困難を抱える女性の支援のための相談事業を行う。	1,209	1,147	→	1,166
	構成事務事業 合計							1,209	1,147	

中間総括	第1次再生計画 期間全体を総括 して	2015(平成27)年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立、同年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、豊かで活力ある社会の実現に向け女性の活躍がさらに求められています。女性が出産や育児などに関わらず、希望する就労などそれぞれが望む生き方を選択できることは、充実した生活や、豊かで魅力あるまちづくりにもつながります。最も必要な「固定的な性別役割分担意識の払拭」については、5年前の意識調査結果に比べ改善しつつあります。
	第2次再生計画 (仮称)への課題、対応について	男性向け講座や性別を問わず参加できる講座を実施し、講演会等の開催時には、男性が多く参加できる内容や周知に努めます。各地域での人権懇談会では固定的な性別役割分担意識の払拭につながるよう取り組みます。

基本情報	政策名等	52	女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくり	担当部署	100900	人権生活環境部人権政策・男女共同参画課	連絡先	0595-22-9632
	施策	5203	ワーク・ライフ・バランスの推進	評価責任者・役職名	人権生活環境部 部長 大橋 久和			
	再生の視点(何を、どうする)	ワーク・ライフ・バランスを推進するために、行政・企業・市民とともに、その支援策の充実に努めます。						
施策の方向	心豊かなゆとりある生活を送るために、だれもが仕事と家庭生活の両立を可能にする支援を行います。							



改善・取組方向	前年度の取組内容と残された課題	平成26年度 (平成25年度の取組内容と残された課題) 男女共同参画基本計画の重点項目の一つとして、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業訪問を通じ事業者積極的に取り組みを働きかけてきました。また、地域に対しても、人権問題地区別懇談会等で地域活動での女性の能力の活用の必要性について啓発してきました。今後も引き続き市民啓発のあり方を工夫したり、企業訪問の内容の充実に努めます。	平成27年度 (平成26年度の取組内容と残された課題) ワーク・ライフ・バランスについては、企業訪問において、その必要性を啓発してきましたが、形式的で十分な時間が取れていないなど十分な効果を得ているとはいえません。	平成28年度 (平成27年度の取組内容と残された課題) 第3次伊賀市男女共同参画基本計画の重点項目の一つとして、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業訪問を通じて事業者積極的に取り組む必要性を啓発しました。限られた面談時間であることから、形式的になっているのが課題です。 また、地域に対しても、人権問題地区別懇談会等で、ワーク・ライフ・バランス推進を通じて、地域活動の場面で女性の能力が活用される必要性について啓発してきました。今後も引き続き市民啓発のあり方を工夫したり、企業訪問の内容の充実や企業への啓発機会を増やすよう努めます。
	改善ポイントと具体的な取組	ワーク・ライフ・バランスの重要性の啓発や、とりわけ男女共同参画が遅れている地域活動への女性の参画を促進していくため、住民自治組織協議会の政策方針決定の場への女性役員の登用促進を図ります。	ワーク・ライフ・バランスの推進には事業所側の積極的な取り組みが不可欠であることを、企業訪問の際に重点的に啓発していきます。また、「男は仕事、女は家事・育児・介護」という固定的性別役割分担意識の解消をめざし、人権問題地区別懇談会や研修会等での啓発を引き続き根強く行います。	事業者の理解と積極的な取り組みがなければ、ワーク・ライフ・バランスは推進できません。とりわけ、事業主の意識が事業者全体へ影響を及ぼすことから、トップの意識改革を目標に、昨年度に組織された伊賀市人権学習企業等連絡会と連携してイクボス講座を開催します。 また、男性の家事自立をめざし、生活面の技術を習得するための講座を開催します。家庭においても、「男は仕事、女は家事・育児・介護」という固定的性別役割分担意識の解消をめざし、人権問題地区別懇談会や研修会等での市民啓発を引き続き根強く行います。

(続紙)

施策 5203

ワーク・ライフ・バランスの推進

(千円)

No	26 重点	27 重点	28 重点	事務事業名	事業概要	H27	H27	コスト の方向	H28
						予算	決算 見込		予算
01		1		ワーク・ライフ・バランス推進 経費(01-02-01-18-152-57)	男女がともに仕事をするうえで十分に能力を発揮できるよう、仕事と家庭生活およびその他の活動を、いずれかに偏ることなく、調和を取りながら行えるよう支援を行う。	73	57	→	395
構成事務事業 合計						73	57		395

構成事務事業の重点化

中間総括	第1次再生計画 期間全体を総括 して	2014伊賀市男女共同参画意識調査で「女性が職業をもつことについてどう思うか」という問いに対し、「子どもができてもずっと職業をもち続けるのがよい」が47.0%と最も多い、という結果でした。 女性がライフステージの変化にとらわれず職業をもち続けられるような支援が必要であると考えられます。
	第2次再生計画 (仮称)への課 題、対応につい て	男女ともに仕事と家庭生活などが両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現が求められます。 そのため、事業所へは、体制や環境の整備を、家庭生活においては、男女が協力して家事等を行うという意識の啓発が必要です。